# リコール制度の概要について

国土交通省

## リコール制度の概要

設計・製造過程に問題があったために安全・環境基準に適合していない（又は適合しなくなるおそれがある）自動車について、自動車メーカーが自らの判断により、国土交通大臣に事前届出を行った上で、無料で回収・修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度。

## 国土交通省の役割

①不具合情報の収集・分析。
②メーカーのリコールへの取組状況の調査。
③取組状況が不適切であれば指導又は監査等。
④事前届出内容が不適切であれば改善指示。
⑤メーカーが自主的にリコールを行わず、かつ、事故が頻発している場合には勧告・命令。

## 近年のリコール届出件数及び対象台数

| 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|
| 件数 | 383 | 349 | 337 |
| 対象台数 | 4，649，433 | 8，104，217 | 7，564，968 |

出典元：各年度のリコール届出件数及び対象台数（国交省HP）

## リコール届出の流れ

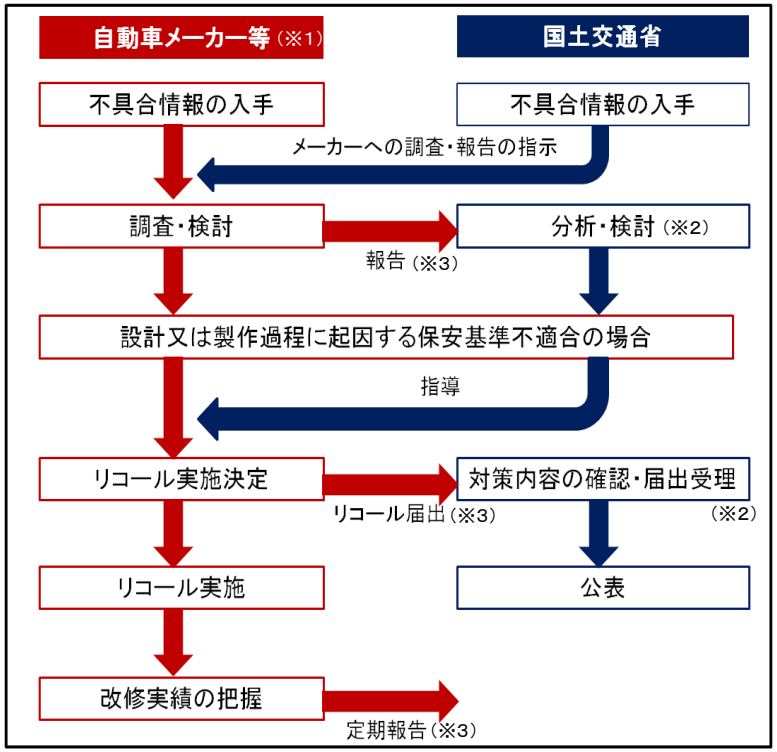


## リコールの勧告、命令

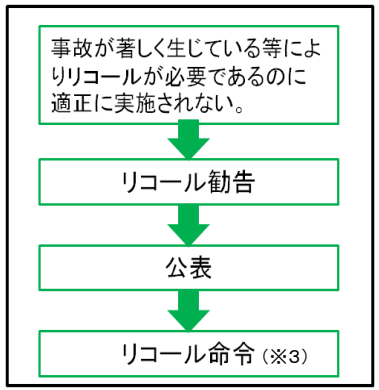


※1： メーカーには監査の実施等により指導・監督を行っている。

※2： 必要な場合には、（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所リコール技術検証部において技術的検証を行う。

※3： 虚偽報告、リコールの届出義務違反、リコール命令に従わない場合には、罰則（懲役1年以下、罰金300万円以下、法人罰金2億円以下）が科せられる。